

障害のため職業能力が損傷されている十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」とされており、成立当初から身体障害者手帳は存在した。昭和30年からは、低所得の視覚障害者および聴覚障害者に対するNHK受信料の減免制度が開始された。昭和42年8月1日には、身体障害者福祉法が一部改正され、心臓又は呼吸器の機能の障害者が対象になり、身体障害者手帳に障害名が記載されることになった。また、昭和47年7月1日の身体障害者福祉法一部改正では、腎臓機能障害が対象になった。平成10年4月からは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害が身体障害者福祉法の対象となった。

② 障害者の身体障害者手帳への意識調査 平成10年度の予備調査をふまえて、本調査を平成11年度に本調査を実施した。アンケート依頼数は1850、回答数は1417で回収率76.6%であった。障害種別では視覚障害114、聴覚言語障害153、肢体不自由496、内部障害316、重複障害（再掲）51、不明338であった。男性1001、女性406、不明10であった。回答者年齢は18歳から91歳、平均54.1歳、S.D.16.5歳であった。

その結果を以下に摘記する。65%が身体障害者手帳の再交付、再々交付を受けており、手帳の紛失、貼付写真が古い、障害の重度化、手帳の破損などが主な理由であった。身体障害者手帳は、公共交通機関の割引が90%、以下、高速道路の割引、レジャー施設の割引、税金の軽減、銀行などのマル優の利用などであった。身分証明書代わりの利用も45%あった。手帳に関して、写真は必要、都道府県によるサービスの違い、紙製のための破損等の問題、血液型等の記載の必要、定期的写真の貼り替え、障害者であることを認識させられること、点字を付ける必要などの意見が多かった。手帳の色、大きさ、品質についての意見も多くみられた。カード化は約39%が賛成、37%が不要、わからないが20%であった。カード化する場合、表面の見える部分には手帳番号、発行都道府県等、氏名、写真を入れ、障害名、等級、第1種2種の別などは内部情報とする方がよいとの意見が多くかった。緊急時の連絡先、本人の医療情報を組み込むことへの要望もあった。

③ 諸外国の身体障害者手帳類似制度の調査 我が国の身体障害者手帳制度に類似する制度がある国は、ドイツとフランスであった。しかし、ドイツの手帳は、日本の手帳と同様にかなり施策横断的に用いることができるが、フランスの手帳は、汎用性が乏しく、それぞれの福祉サービス毎に新たに申請しなければならないことが多かった。アメリカ合衆国、イギリス、デンマークは、日本の手帳に該当するものは交付されていなかった。しかし、鉄道事業者、障害者団体、地方自治体等が手帳に類似した写真貼付の身分証明書を発行し、鉄道運賃の割引、車椅子使用者や視覚障害者の援助を行う根拠としていた。スウェーデンは、全ての国民がパーソナル・ナンバー（国民総背番号）を取得し、福祉サービスの対象者であることを特定する個人情報は、身分証明書の提示で可能であり、手帳が全く必要な制度となっていた。

④ 身体障害者手帳のカード化の検討 ICカードとはICメモリーを埋め込んだプラスチ

ックカードのことで、従来クレジットカードやキャ種カードに比べて、メモリー容量が拡大し、カード内に演算処理機能を持つことにより、セキュリティ機能が強化されたものである。

磁気カードはメモリー容量が72バイトと身体障害者手帳の情報を収載するには容量不足であり、ICカードは128バイトから32キロバイトと大容量であるために、障害者手帳の情報の収載は問題がない。現在、「非接触型」カードが利用されるようになってきた。この「非接触型」のカードはその自由度の故に、身体障害者手帳のカード化の際に有力な選択肢であると考えられる。身体障害者手帳のカード化についてはすでに障害認定の有期認定化とセットになって、認定記録やサービス記録の記載等をおこなうためにカード化の必要性が一部の有識者から提案されてきた。本研究ではこのような制度の変更はさしあたり、考慮にいれずにカード化の検討をおこなったが、障害者の意識調査の結果からも福祉サービス以外のさまざまな、便益の利用にあたって本人確認の手段としての身体障害者手帳が大きな役割をはたしていること、その際に障害名等プライバシーに関わる情報が第三者にされされることへの抵抗感が大きいことが明らかになった。

このような状況をふまえ、ICカード化の必要性は大きいと判断できる。

とりわけカード技術の進展により、「非接触型」カードの普及が見込まれ、この場合にはチップの位置にとらわれずにカードレイアウトが可能になるために、写真と障害等級および点字によるエンボスなどをカード上に記載し、その他の情報を電子化するという方法が可能になるので、この方向での検討を行うのは現実的であると考える。

身体障害者手帳は、障害の種類と程度を予め認定し、これを証明することで福祉サービスの対象者をその都度認定する必要がない、このために手帳を根拠としたさまざまな福祉施策の拡大が可能となったなど有効な面がある。

諸外国をみると、ドイツやフランスなどは、我が国の身体障害者手帳と類似した制度を採用していると思われる。しかし、障害者のニードは、年齢や環境によって変化するものであり、この変化に対応できるのか。差別や偏見の温床とならないか。一度認定されたサービス受給資格が既得権化しないかなどの問題があり、この手帳を採用していない国もある。特に、パーソナル・ナンバーの制度を採用しているスウェーデン、自治体が障害者に対する福祉サービスを公的に提供しているイギリスやデンマークでは手帳の必要性は低くなっているものと考えられる。

結論＝身体障害者手帳の使用状況やこれに関する当事者の意見によれば、使用する当事者にとって利便性が高く、個人情報が不要に人の目に触れないものとする必要がある。カード化は賛成者の方が多いが、その必要はない、分からないとする回答も多く、カード化を検討する場合は利用者の意見を十分に聞きながら進めていく必要があろう。

近く実施される住民基本台帳のカード化や介護保険証のカード化の動向もふまえて、その実施方を検討することが望ましいと考える。その際あらためてプライバシー保護とサービ

スや各種便益利用の際、本人確認のありかたなどについての社会的合意の確認が重要な課題となる。

別添2 厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

総合研究報告書

身体障害者手帳に関する調査研究

総合研究報告書

主任研究者 高橋紘士 立教大学 コミュニティ福祉学部 教授

研究要旨 身体障害者手帳の変遷について検討し、障害当事者がどのような意識を身体障害者手帳に持っているかの調査を行い、また、諸外国での身体障害者類似制度の実態把握をおこなうとともにそのあり方を検討し、さらに身体障害者手帳のカード化について技術的検討をおこなった。

分担研究者 赤塚光子

立教大学コミュニティ福祉学部

助教授

" 植村英晴

日本社会事業大学社会事業研究所

助教授

に依頼し実情を調査した。平成11年度はこれらの調査報告を吟味し、さらに必要な情報を補足した。

④ 技術的な可能性の検討を行った。平成10年度にカードの活用事例を調査し、平成11年度には技術の発展をふまえたカード化の可能性の検討をおこなった。

A. 研究目的

昭和24年に身体障害者福祉法が公布され身体障害者手帳が規定されて以来、手帳の基本的な様式は変更されていない。しかし、当初は、福祉サービスの利用においてのみ活用することが想定されたが、その利便性から、鉄道運賃割引等広範なサービス利用の証票として広く活用されている。このような状況を受け、プライバシー保護や、携帯のしやすさ等を配慮すると、近年の電子技術の発展をふまえて、カード化等の新しい方式の導入が検討する時期が熟したと考えられる。これらの検討の基礎資料を収集することを目的に本研究が実施された。

B. 研究方法

- ① 身体障害者手帳の歴史的変遷を整理し、その課題を明らかにした。
- ② 身体障害者手帳についての障害者自身の要望を調査した。平成10年度に予備調査実施、平成11年度に障害当事者団体の協力により本調査を実施した。
- ③ 外国の状況についての調査を行った。平成10年度に6カ国を選定し、現地在住の専門家

C. 結果

① 身体障害者手帳の変遷

昭和24年12月26日に成立した身体障害者福祉法第4条において、「この法律において、『身体障害者』とは、別表に掲げる身体上の障害のため職業能力が損傷されている十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」とされており、成立当初から身体障害者手帳は存在した。ただし、当時は、身体障害者として視覚障害、聴力障害、言語機能障害、肢体不自由、中枢神経機能障害の5つの障害が対象となっており、現在より障害の種類は少なかった。ただし、すでに、「日本国有鉄道旅客運賃減額該当・非該当」の欄があることからもわかるように身体障害者福祉法の施行に伴い昭和25年4月から鉄道の運賃割引が開始されていた。

身体障害者福祉法が施行されてまもなく、昭和25年8月3日に「身体障害者の等級表について」（社乙発第123号各都道府県知事あて厚生省社会局長通知）が出され、障害別の障害程度の軽重をあらわ

別添2 厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
総合研究報告書

す等級表が定められた。ただし、この時は身体障害者手帳には等級は、記載されなかった。

身体障害者手帳に等級が記載されるようになったのは、昭和26年10月6日身体障害者福祉法施行規則改正以来である。

昭和30年からは、低所得の視覚障害者および聴覚障害者に対するNHK受信料の減免制度が開始された。

昭和42年8月1日には、身体障害者福祉法が一部改正され、心臓又は呼吸器の機能の障害者が対象になり、身体障害者手帳に障害名が記載されることとなった。また、昭和47年7月1日の身体障害者福祉法一部改正では、腎臓機能障害が対象になった。昭和49年には、航空運賃の割引が開始された。

昭和54年6月1日からは、有料道路通行料金の優遇措置が始まり、下肢または体幹の機能障害がある場合に50%の割引が行なわれることとなった。

昭和57年4月1日からは、内部障害者に対しても運賃割引が開始されるようになった。

昭和59年8月7日の身体障害者福祉法一部改正では、膀胱又は直腸の機能障害を対象にした。

平成5年には、鉄道運賃の割引乗車券購入の簡素化のために、自動券売機で小児券を購入することで代用できるようになった。

平成7年4月20日の障害者福祉法施行規則改正では、視覚障害の視野の認定に視能率導入、平成10年4月からは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害が身体障害者福祉法の対象となった。

② 障害者の身体障害者手帳への意識調査

平成10年度の予備調査をふまえて、本調査を平成11年度に本調査を実施した。

アンケート依頼数は1850、回答数は1417で回収率76.6%であった。障害種別では視覚障害114、聴覚言語障害153、肢体不自由496、内部障害316、重複障害（再掲）51、不明

338であった。男性1001、女性406、不明10であった。回答者年齢は18歳から91歳、平均54.1歳、S.D.16.5歳であった。

その結果を以下に摘記する。

1. 65%が身体障害者手帳の再交付、再々交付を受けており、手帳の紛失、貼付写真が古い、障害の重度化、手帳の破損などが主な理由であった。

2. 身体障害者手帳は、公共交通機関の割引が90%、高速道路の割引61%、レジャー施設の割引も55%と利用者が多く、税金の軽減65%、銀行などのマル優の利用57%であった。身分証明書代わりの利用も45%あった。

3. 手帳に関して、写真は必要、都道府県によるサービスの違い、紙製のための破損等の問題、血液型等の記載の必要、定期的写真の貼り替え、障害者であることを認識させられること、点字を付ける必要などの意見が多かった。手帳の色、大きさ、品質についての意見も多くみられた。

4. カード化は約39%が賛成、37%が不要、わからないが20%であった。

5. カード化する場合、表面の見える部分には手帳番号、発行都道府県等、氏名、写真を入れ、障害名、等級、第1種2種の別などは内部情報とする方がよいとの意見が多かった。緊急時の連絡先、本人の医療情報を組み込むことへの要望もあった。

③ 諸外国の身体障害者手帳類似制度の調査

我が国の身体障害者手帳制度に類似する制度がある国は、ドイツとフランスであった。しかし、ドイツの手帳は、日本の手帳と同様にかなり施策横断的に用いることができるが、フランスの手帳は、汎用性が乏しく、それぞれの福祉サービス毎に新たに申請しなければならないことが多かった。アメリカ合衆国、イギリス、デンマークは、日本の手帳に該当するものは交付されていなかった。しかし、鉄道事業者、障害者団体、地方自治体等が手帳に類似した

別添2 厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業） 総合報告書

写真貼付の身分証明書を発行し、鉄道運賃の割引、車椅子使用者や視覚障害者の援助を行う根拠としていた。スウェーデンは、全ての国民がパーソナル・ナンバー（国民総背番号）を取得し、福祉サービスの対象者であることを特定する個人情報は、身分証明書の提示で可能であり、手帳が全く必要ない制度となっていた。

④ 身体障害者手帳のカード化の検討

ICカードとはICメモリーを埋め込んだプラスチックカードのことと、従来クレジットカードやキャ種カードに比べて、メモリー容量が拡大し、カード内に演算処理機構を持つことにより、セキュリティ機能が強化されたものである。

磁気カードはメモリー容量が72バイトと身体障害者手帳の情報を収載するには容量不足であり、ICカードは128バイトから32キロバイトと大容量であるために、障害者手帳の情報の収載は問題がない。

現在、「非接触型」カードが利用されるようになってきた。この「非接触型」のカードはその自由度の故に、身体障害者手帳のカード化の際に有力な選択肢であると考えられる。

D 考察

身体障害者手帳のカード化についてはすでに障害認定の有期認定化とセットになって、認定記録やサービス記録の記載等をおこなうためにカード化の必要性が一部の有識者から提案してきた。

本研究ではこのような制度の変更はさしあたり、考慮にいれずにカード化の検討をおこなったが、障害者の意識調査の結果からも福祉サービス以外のさまざまな、便益の利用にあたって本人確認の手段としての身体障害者手帳が大きな役割をはたしていること、その際に障害名等プライバシーに関わる情報が第三者にされされることへの抵抗感が大きいことが明らかになった。

このような状況をふまえ、ICカード化の必要性は大きいと判断できる。

とりわけカード技術の進展により、「非接触型」カードの普及が見込まれ、この場合にはチップの位置にとらわれずにカードレイアウトが可能になるために、写真と障害等級および点字によるエンボスなどをカード上に記載し、その他の情報を電子化するという方法が可能になるので、この方向での検討を行うのは現実的であると考える。

D. 考察

身体障害者手帳は身体障害者福祉サービス以外のサービス利用にも多く使用されている。福祉関係者以外の目に触れる機会も多くなっている。昭和20年代に定められて以来大きな変更のない身体障害者手帳については、紙製のための破損、古い写真そのまま使用されている、点字が必要、体裁の問題などが指摘されている。カード化には半数以上が賛成している。わからないとした回答もあり、カードのイメージを明確に示す必要がある。内部情報とした方がよい内容、新たに組み込む内容などの検討も必要である。

また、身体障害者手帳は、障害の種類と程度を予め認定し、これを証明することで福祉サービスの対象者をその都度認定する必要がない、このために手帳を根拠としたさまざまな福祉施策の拡大が可能となったなど有効な面がある。

諸外国をみると、ドイツやフランスなどは、我が国の身体障害者手帳と類似した制度を採用していると思われる。しかし、障害者のニードは、年齢や環境によって変化するものであり、この変化に対応できるのか。差別や偏見の温床とならないか。一度認定されたサービス受給資格が既得権化しないかなどの問題があり、この手帳を採用していない国もある。特に、パーソナル・ナンバーの制度を採用しているスウェーデン、自治体が障害者に対する福祉サービ

別添2 厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
総合研究報告書

スを公的に提供しているイギリスやデンマークでは
手帳の必要性は低くなっているものと考えられる。

E. 結論

身体障害者手帳の使用状況やこれに関する当事者の意見によれば、使用する当事者にとって利便性が高く、個人情報が不要に人の目に触れないものとする必要がある。カード化は賛成者の方が多いが、その必要はない、分からないとする回答も多く、カード化を検討する場合は利用者の意見を十分に聞きながら進めていく必要があろう。

近く実施される住民基本台帳のカード化や介護保険証のカード化の動向もふまえて、その実施方を検討することが望ましいと考える。その際あらためてプライバシー保護とサービスや各種便益利用の際の本人確認のありかたなどについての社会的合意の確認が重要な課題となる。

F. 研究発表

1. 論文発表

高橋紘士、赤塚光子、植村英晴 「身体障害者手帳に関する意識調査」予備調査結果報告書
立教大学コミュニティ福祉学部高橋研究室

1999年3月

赤塚光子 「身体障害者手帳に関する一考察－取得や使用に関する当事者への調査結果を踏まえて－」赤塚光子、立教大学コミュニティ福祉学部
紀要2号、2000年3月

2. 学会発表

赤塚光子、於保真理、高橋紘士 「身体障害者手帳に関する調査研究（その1）－身体障害者手帳の実態調査－」、日本社会福祉学会第47回全国大会、
1999

G. 知的所有権の取得状況

なし